

国立大学法人東京医科歯科大学文書決裁規則における

専決に係る取扱い申合せ

〔 令和 4 年 3 月 2 8 日 〕
〔 役 員 会 申 合 せ 〕

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、国立大学法人東京医科歯科大学文書決裁規則（平成 16 年規則第 167 号。以下「文書決裁規則」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第 2 条 文書決裁規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定するものにかかわらず、文書の最終責任者が学長名（文部科学省共済組合東京医科歯科大学支部長名を含む。）、本学名（文部科学省共済組合東京医科歯科大学支部名を含む。）、理事名又は事務局長名をもって処理する文書については、会議等で最終責任者及び承認過程の各段階における担当する役職員に承認を得ているものについては、専決者を所管の部長、課長、事務長又は副課長とすることができる。ただし、重要な案件（大臣許認可事項等）は除く。

2 前項を適用する場合は、国立大学法人東京医科歯科大学文書処理規則（平成 16 年規則第 166 号）第 9 条第 1 項の規定に定める電子決裁システムを用いて起案する際に、該当者へ承認を得た過程を記載しなければならない。ただし、やむを得ない場合に限り、東京医科歯科大学原議書を使用して行うことができる。

(雑則)

第 3 条 この申合せの実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。